

生徒心得

本校の教育目標の一つに、「自主自律精神の涵養」がある。これは、自ら主体的に考え、一定の基準に基づいて判断・行動する精神を、水がしみ込むように自然に身に付けていくことをめざすものである。

本校は、明治35年の創立以来、多くの卒業生を世に送り出してきた。卒業生は、地元三条にとどまらず、日本国内はもとより、世界各地の政財界、企業、研究機関、医療機関等において活躍している。

生徒一人一人が、歴史と伝統ある三条高等学校の生徒であることを自覚し、誇りを持って日々の学校生活を送ることを期待する。

また、各自が規律を重んじ、互いに敬愛の心を持ち、三条高等学校の生徒として「なすべきこと」「してはならないこと」を自ら判断し、責任ある行動をとることが求められる。

1 基本的生活習慣

健全な精神と肉体の成長、ならびに学力の伸長のためには、規則正しい生活を送ることが最も重要である。また、集団生活を行う上では、時間を厳守すること、身だしなみを整えること、挨拶を励行することが不可欠である。

(1) 登下校時間の厳守

朝学習が始まる時刻(8:30)には自教室で着席していること。

完全下校時刻には校舎を出ること。

4月～10月 平日 18:40 休日 17:30

11月～3月 平日 18:40 休日 16:45

(2) 服装・頭髪

本校では、標準型黒詰襟学生服または標準型黒セーラー服を制服としているが、常時着用を義務づけるものではない。ただし、式典や講演会等においては、制服または上着を着用するなど、その場に応じた服装で臨むこと(夏季は襟のあるシャツを着用すること)。

生徒会の取組で服装の自由化が実現した後、「生活指針」(当時の生徒心得)の文言は「服装は高校生としてふさわしいものとする。」と改正された。この服装の自由化の意味を考え、日常においても、流行を過度に追った華美な服装や、だらしない着こなしを慎むこと。

また、頭髪については、奇抜な髪型や清潔感を欠く髪型はしないこと。

以下の事項については、厳に慎むこと。

- ・シャツ出し、上着やシャツのボタンを外すなどの、だらしない着こなし(ネクタイやリボンを着用する場合は、結び目が襟元にくるようにすること)
- ・短いスカート
- ・アクセサリ類の着用(華美な髪留めを含む)
- ・髪の色・脱色、化粧

《スカート丈基準》

防犯の観点から「膝頭(膝蓋骨)・膝中心」よりも長いスカート丈であること

*膝の皿が全部出ているスカート丈は、『短い』とみなされる

(3) 校章バッジ

式典や講演会等では必ず校章バッジを着用すること。それ以外での着用は任意とする。

2 交通

交通ルール・マナーの遵守は、社会の一員としての義務である。登下校時においては、歩行者として、また自転車運転者として、交通ルール・マナーを十分に守ること。特に自転車については、道路交通法の改正(令和8年4月施行)により、自転車走行に対する取締りが厳格化され、違反者には反則金が科される。また近年、自転車による死亡事故や重大事故が多発している。高校生の過失により、

被害者が死亡したり、重大な後遺症を負わせ、多額の損害賠償を伴う事故となった事例もある。登下校時に限らず、日頃から交通法規やマナーを守るよう心がけること。

具体的には、次の行為をしてはならない。

- ・スマートフォンや音楽プレイヤー等を操作・視聴しながらの運転
- ・一時不停止
- ・並進
- ・傘差し運転
- ・速度超過
- ・駐輪場以外への自転車の放置
- ・自転車への無施錠
- ・歩行時に横に広がって通行する行為

(1) 交通事故・違反

交通事故・道路交通法に違反した場合はただちに学級担任に報告する。

(2) 自転車

自転車通学は、学校の許可を得た者に限る。ただし、三条駅から学校までの区間における自転車の使用は認めない（駅周辺の駐輪スペースが手狭なため）。自転車を使用する場合は、本校指定の許可ステッカーを必ず貼付すること。

また、自転車通学を行う生徒には、通学時にヘルメットを着用することを推奨する。ヘルメットの着用は、生徒自身の安全を守る上で極めて重要であり、事故や転倒時における頭部の保護に効果的である。

(3) バイク・自動車

事故防止の観点からバイク・自動車の免許所得及び運転・通学は原則禁止とする。やむを得ない事情がある場合は学級担任に相談すること。

3 スマートフォン

(1) 校内での使用

学校におけるスマートフォンの使用は、学習に集中できる環境を整えるため、始業前および終業後（放課後）に限り許可するものとする。ただし、いわゆる「歩きスマホ」等、周囲の迷惑や安全上の問題とならないよう十分注意して使用すること。

(2) 校外での使用

校外および家庭においても、スマートフォンは自制心を持って使用すること。過度な使用により学習時間が削られたり、SNS上のトラブル等の原因となる場合があるため、十分に注意すること。

4 その他

(1) アルバイト

学業に専念するため、アルバイトは原則として禁止する。やむを得ない事情がある場合は、事前に学級担任に相談すること。

(2) いじめ

全ての生徒が明るく活力ある学校生活を送ることができるよう、他者への敬愛の心を持ち、良好な人間関係の構築に努めること。意図しない言動やSNSへの書き込み等により、他者を傷つけることがないように十分に注意すること。

(3) 所持品

所持品にはすべて記名し、各自が責任を持って管理すること。勉学に必要な物品は、学校へ持参しないこと。